Clip! 今年もやります！事業仕分けの対象事業募集

問合先：政策形成課
企画担当

本年度も、市民サービスのあり方の議論を深める「市民参画による『事業仕分け』」を開催する予定です。

事業仕分けとは？

都留市の行政サービスの「そもそも」の必要性や、効果的な実施主体について、市の外部の方や行政以外の方に確認してもらい、行政の関与が「必要」か「不要」、「必要」の場合は「国」「県」「市」のどこが担うのか、「市」の場合、現状推進で良いのか、事業を評価し、仕分ける作業です。

仕分けを希望する事業の募集

「事業仕分け」において、仕分けを希望する事業を募集し、事業選定時の参考とします。

◎仕分け候補の事業
昨年度に市が実施した事務事業の中から選択できます。

◎事業内容の確認方法
市ホームページ、政策形成課、各地域コミュニティセンターで縦覧できます。

◎提出方法
電話、FAX、メールに住所、氏名、電話番号を記載の上、「事業名または施策名（事業のまとまり）」及び「選定理由」をお寄せください。

◎募集期間
8月1日(水)～15日(水)

FAX (45)5005
メール kikaku1@city.tsuru.lg.jp

■「事業仕分け」の流れ

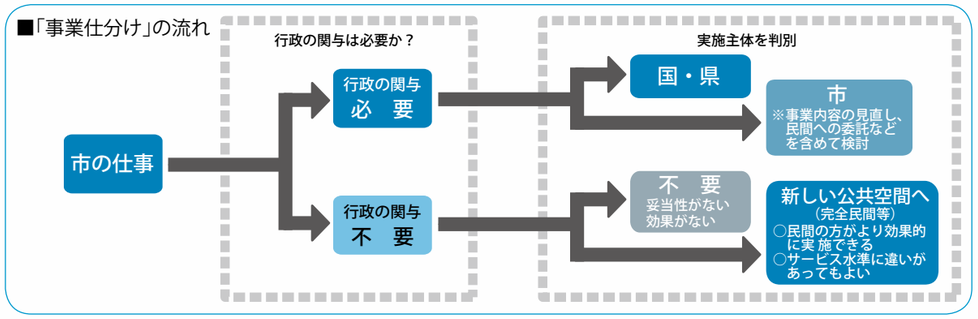

Clip! 年金・医療担当からのお知らせ

問合先：国民年金保険料ダイヤル ☎0570(011)050
日本年金機構大月年金事務所 ☎(22)5837
市民生活課　年金・医療担当

納期限の延長制度の開始について

国民年金制度は、20歳～60歳までの間に、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納められなかった期間がある場合などにより、資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるため、昨年、法律が改正され、今年の10月1日から、国民年金保険料の納付可能期間が過去2年から10年に延長されます。

具体的には、**平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになり、後納制度の利用が可能な期間を有する方には段階的に日本年金機構から事前お知らせを発送いたします。**

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんのでご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申込いただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

ジェネリック医薬品差額通知書の発行について

現在、都留市国民健康保険の医療費は年々増加しており、国民健康保険加入世帯の家計への負担が重くなっている状況です。

そこで、医療費の自己負担額の軽減や国民健康保険財政の健全化のためジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進を図る取り組みの一環として、平成24年8月中に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しますので、通知をご確認いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、対象となる医療は平成24年4月診療分で不整脈用剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、糖尿病用剤などジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、自己負担額が200円以上軽減される40歳以上の国保被保険者にお送りいたします。

ただし、症状によりジェネリック医薬品（後発医薬品）に変更することができないこともありますので、必ずかかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

※ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許が切れた後に発売される低価格のもので、新薬と同じ有効成分を含み、安全性など同等であることを条件に厚生労働省が承認した薬です。

Clip! 特定健康診査をうけましょう

問合先：健康推進課
保健・予防担当　☎(46)5113

社会保険等にご加入の方
（全国健康保険協会・健保組合・共済組合・国保組合等の健康保険）

本人：職場や健康保険の保険者が実施する健診を受診します。詳細は、職場または健康保険証の発行元にお問い合わせください。

被扶養者：40～74歳の方は、ご加入の健康保険によって健診の受け方が異なります。詳細は、職場または健康保険証の発行元にお問い合わせください。＊都留市の集団健診が利用可能であることを確認できた方は受診券を用意し特定健康診査を受診してください。自己負担金はご加入の健康保険の保険者が指定する金額（一律ではありません）です。

■個人負担金

健診項目	個人負担金		
	39歳以下	40～74歳	75歳以上
特定健康診査	1,750円	無料	無料
追加健診セット	1,850円	900円	900円

実施期間　10月17日(水)～22日(月)の土、日を含む6日間

受付時間　8時15分～9時45分

実施場所　いきいきプラザ都留

対象者
①今年度20～39歳の国民健康保険の加入者（学生は除く）
②今年度20～39歳の社会保険等の被扶養者（学生は除く）
③今年度40～74歳の国民健康保険の加入者
④健診日に満75歳以上の後期高齢者医療保険加入者
※健診当日、都留市に住民票がある方が対象です。ただし、6月に特定健診やがん検診を受けた方（都留市立病院での乳がん検診は除く）、また、いきいき人間ドックを受診された方は10月の特定健診は受けられません。

健康保険証の種類・年齢（年度末年齢）によって健診の受け方が異なります。なお、がん検診も同時に受診することができます。がん検診については次ページをご覧ください。

健診内容と個人負担金
メタボリックシンドロームに該当するかどうかや心筋梗塞・脳卒中などの血管病を引き起こす危険因子がないかを調べるために①身体測定②腹囲測定③血圧測定④血液検査⑤尿検査を行います。

特定健診受診者で希望者は追加健診として貧血・尿酸・心電図・眼底検査の追加健診セットの受診ができます。個人負担金は、左の表をご覧ください。

申込
下記の申込期間中に、お電話にてお申し込みください。その際、保険証を手元に用意してください。

氏名・住所・生年月日・電話番号・保険の種類・保険者番号・保険証の記号番号・受けたい検診項目などをお知らせください。

なお、6月の特定健診・がん検診の問診票をお持ちの方については差し替えをしますので、ご連絡ください（既に10月健診を申し込まれた方は不要です）。

申込期間
8月6日(月)～31日(金)
（土日は除く）
9時～17時

注意事項
いきいき人間ドック（対象は国民健康保険加入者で年度内に35・45・55・65歳になる方）を受診する場合は、特定健診および各種がん検診などは受診できません。

特定健診申込み後、保険証が変わった場合は、資格喪失の手続きを速やかに行うとともに健康推進課へその旨を連絡してください。また特定健診につきましては新しく加入した医療保険者にお問い合わせください。

また、都留市国民健康保険加入者の40歳から74歳の方に4月に「受診券」が配布されていますが、健診を受ける場合には申込が必要です。特定健診を受ける際は必ず「受診券」が必要になりますので健診当日は必ず持参して健診会場にお越しください。

特定健診を受けて自分の健康を見つめなおしましょう！

6月の健診が終わりました！今年は昨年に比べるとかなり多くの方が健康に目を向け、積極的に健診を受診されている傾向が見られています。しかし、受診率を見てみると、約7割の方がまだ健診を受けていない状況です。『まだ若いから大丈夫！』『特に具合が悪いところがない！』『去年受けたから今年はいいかな…』と健診から足が遠ざかっていませんか？病気は知らないうちに進行してしまうこともあります！症状がなくても健診を受けましょう！

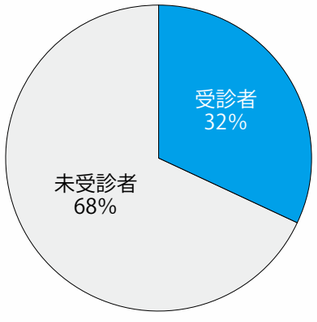

平成24年度6月都留市国民健康保険特定健診受診状況